

(仮称)袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設計画計画段階環境配慮書に対する意見について

令和8年1月30日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、(仮称)袖ヶ浦火力発電所新1～3号機建設計画計画段階環境配慮書について、株式会社JERAに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・ 住 所 : 千葉県袖ヶ浦市中袖2-1
- ・ 原動力の種類 : 火力
- ・ 出 力 : 約2,610,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和 7年11月 4日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 8年 1月16日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 8年 1月30日

問合せ先：電力安全課 小西、瀧澤
電話：03-3501-1511（内線：4921）

(仮称)袖ヶ浦火力発電所新 1 ～ 3 号機建設計画計画段階環境配慮書に対する意見

1. 総論

- (1) 「地球温暖化対策計画」、「第 7 次エネルギー基本計画」及び「GX2024 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」(以下「GX2040 ビジョン」という。)(いずれも令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。)並びにこれらの関連施策を踏まえ、株式会社 JERA (以下「本事業者」という。)は、「JERA ゼロエミッション 2025 日本版ロードマップ」を適切に見直すなど、環境影響評価方法書以降の手續においてこれらの内容を適切に示すこと。
- (2) 本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギー及び高効率化の徹底、CCUS (二酸化炭素の回収・有効利用・貯留 (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) の略称) の導入に向けた取組、水素等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。
- (3) 本事業者全体での温室効果ガス排出量の削減に向け、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制可能な設備を技術的に合理的な範囲で導入・運用することなどにより最低出力をできる限り引き下げる、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- (4) 天然ガス火力をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素等の脱炭素燃料、CCUS 等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて検討し、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限すること(以下「1.5℃目標」という。)と整合する形で可能な限り早期に進めること。
- (5) 水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しな

いことのみに着目せず、燃料の製造、輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、適切に削減していくこと。

(6) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討状況及び最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、本事業者は、地球温暖化対策計画に示される2030年度、2035年度及び2040年度の温室効果ガス削減目標（以下「削減目標」という。）との整合及び更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減のための具体的な方策及び行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035年度、2040年度及び2050年に向けて、本事業者全体として、二酸化炭素排出量の削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。

(7) 既設発電所の稼働による環境影響等も踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

① 火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。

② 本事業において、「JERAゼロエミッション2050」、「JERAゼロエミッション2050日本版ロードマップ」、「JERA環境コミット2030」及び

「JERA環境コミット2035」(今後、本事業者により新たな計画等が策定された場合にはこれらも含む。)を踏まえ、水素混焼・専焼、CCUS等の火力発電の脱炭素化に向けた技術を運転開始時又は運転開始後のできるだけ早期に実装するなど、本事業者として必要な措置を、1. 5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのネット・ゼロ実現を目指すこと。また、脱炭素燃料、CCUS等の実装に向け、貯蔵タンク等の附帯設備に必要となる発電所内の敷地の確保等の検討を行うなど、事業者として主体的に取り組を進めること。

- ③ 長期脱炭素電源オークションに参加する場合は、本事業者が作成・提出する脱炭素化ロードマップを、新たな地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画及びGX2040ビジョン並びに今後の電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策に整合するよう必要に応じて見直すとともに、当該ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。
- ④ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力の引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、本事業所として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- ⑤ 小売段階において調達される電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者の現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、本事業において自主的枠組み参加事業者に電力を供給するなど、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ⑥ 本事業者は2024年度実績ではエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく電力供給業

のベンチマーク指標の目標を達成している状況ではあるが、情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画、維持管理計画等に基づく措置を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンに基づくとともに、これらの関連施策に関する議論及び電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。

(2) 大気環境

大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 事業実施想定区域の周辺には、環境影響評価書が確定した他事業者による火力発電所の建設計画があり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集、地元地方公共団体等を通じた情報収集及び情報交換を行うなど、当該火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響の低減のための適切な環境保全措置を検討すること。
- ③ 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、本発電所に係る公害防止協定等が締結又は改定される場合には、これを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ④ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る最新の動向を踏まえ、必要に応じてこれらに係る調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。

- ⑤ 脱炭素燃料の混焼率の向上及び専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(3) 水環境

事業実施想定区域の周辺海域は、生物多様性の観点から重要度の高い海域（平成28年4月環境省）及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地（平成28年4月環境省）に選定されている。さらに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な海域である。

くわえて、事業実施想定区域の周辺には、本事業者のグループ会社の火力発電所が稼働しており、当該既存発電所からの温排水との累積的な影響が懸念されることから、当該既存火力発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、水環境への影響低減のための適切な環境保全措置を検討すること。

また、今後、地元地方公共団体と協議の上、本発電所に係る公害防止協定等が締結又は改定される場合にはそれを遵守すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。